

竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区 保存活用計画

目 次

1. 保存地区の概要
2. 保存地区の保存活用に関する基本計画
3. 保存地区内における伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存するため特に必要と認める物件等の特定
4. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画
5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画
6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区保存活用計画

竹富町歴史的景観形成地区保存条例(令和2年6月19日条例第14号)第5条の規定に基づき、竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区の保存活用に関する計画を次のように定める。

目 次

1. 保存地区の概要
2. 保存地区の保存活用に関する基本計画
3. 保存地区内における伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存するため特に必要と認める物件等の特定
4. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画
5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画
6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

1. 保存地区の概要

竹富島の集落は、以下に示すような特性を有し、琉球文化圏に固有の景観を代表すると同時に、竹富島に固有の景観を形成しているといえる。

(1) 集落の歴史的特性

竹富島は、我が国の最西端、最南端に位置する八重山群島の中であって、北緯24度18分54秒、東経124度6分7秒に位置する。

隆起珊瑚礁が発達してできた島は、島高も20メートルと低く、耕土も浅く、旱魃や台風のもたらす自然的悪条件のもとで、島の住民は、主食とする粟・さつまいもその他雑穀類を焼畑的農業で得て、自給自足の生活を営んできた。また、染織物の原料である麻、糸芭蕉等を栽培して用いる、ミンサー、芭蕉布、上布の染織物工芸が盛んになり、明治の後期には養蚕業も導入されて、現在まで生活の中に伝統工芸として息づいている。

竹富島の集落は、この島の中央部の平坦地に形成され、玻座間村と仲筋村の二村から成り、両村は小高いンブフルの丘陵によって隔てられる。これら2つの集落の成立については、『八重山嶋由来記』や『琉球国由来記』が伝える六山（ムーヤマ）伝承が広く知られ、沖縄本島からは他金殿・久間原発・新志花重成が移住してそれぞれ花城村・久間原村・仲筋村を村立てし、屋久島から移住した根原金殿は玻座間村、久米島から移住した幸本節瓦は幸本村、徳之島から移住した塩川殿は波利若村をそれぞれ村立てしたとされる。

これら6つの集落にはそれぞれ井戸があり、人間が生活するのに適していたと伝えている。しかし、最初に移住してきたと伝えられる他金殿は、当初、北東海岸近くの東新里村跡遺跡（12世紀後半～13世紀）と西新里村跡遺跡（14世紀前半）の中間の位置にハナクンガー（花城井戸）を掘って新里村に居住したが、その後水の不便な東海岸近くの花城村へと移動したと伝えている。特別な理由があったのだろうか。ちなみに、他金殿（タカネトノ）の名前がタキドン（竹富）の名称になったとの考えもある。新志花重成が拓いた仲筋村も島の南部の武佐志から仲筋井戸近くに移ったと伝える。

また、江戸初期の『宮古・八重山両島絵図帳』には、「はざま村19石2斗1升4勺、中筋村18石4斗5合升8勺、はれそか村14石5斗2合6勺5才」と石高が記されていることから、その頃の竹富島には3つの村があったことがわかる。その3つの村は、玻座間村があり、久間原村・花城村・波利若村が「はれそか村」のひとつにまとまり、仲筋村と幸本村がひとつになって仲筋村となっていることがわかる。また、玻座間村が19石余で、仲筋村が18石余で石高の差は小さく、人口にもそれほど差がなかったと推測される。したがって、後に、はれそか村の人々が玻座間村に移動することで、玻座間村が仲筋村の2倍の人口になったのであろうと思われる。

このように、何度かの移動と統合によって現在の集落を形成するに至ったが、そのような歴史的な背景は種子取祭の由来伝承に反映されている。すなわち、種子取祭は、6つの村で別々に行われていたが、玻座間御嶽に祀られる根原金殿のリーダーシップによって、戊子の日に統一して一緒に行われるようになったという伝承である。

史書に竹富島の記述が現れるのは、西暦1500年頃に輩出した西塘が最初である。彼は25年間琉球王府に仕え、首里城正門前に園比屋武御嶽の石門を築造する等の功績をあげた。尚真王から頭職を賜って帰郷し、故郷竹富島に行政府として蔵元を創設、八重山の統治体制を確立した。蔵元は20年後、西塘自身の手によって石垣島に移転するが、以後島は彼の遺訓と伝えられる「賢くさやうつぐみどうまさる」を合言葉に共同体が維持されてきた。

1609年島津藩の琉球支配下で宮古、八重山には人頭税が強要され、明治36年の税制改革まで266年間も続くこととなる。

史料によれば、18世紀の頃には竹富島の全人口は1,000人強で安定して推移していた。1771年の明和・大津波によって、竹富島自体は被害が寡少であったものの、甚大な被害を受けた石垣島へ強制移住を余儀なくされ、一気に人口は600人程度にまで減少する。この後はこの600～700人規模の人口を長期にわたって維持し続けている。この集落規模は、明治中期頃の絵図『八重山村絵図』（塙忠雄作成）が描く集落規模ともほぼ一致し、今日まで伝えられる集落の基本となったことがわかる。

明治12年の廃藩置県後は、建築物の制限解除等の改革が行われるようになり、明治38年頃には竹富島で最初の瓦葺き家が建築される。以後、茅葺き家から徐々に瓦葺きに変わり、現在のような農村集落景観が形成されるようになる。

明治中期以降、礎石を据える「貫屋（ヌキヤ）」を建てるようになると、より多くの太い材木が必要となるため、島内ではまかなえず、西表島に出向いて材木採取を行う必要があった。この慣習を「山番」と呼び、他の竹や雑木は石垣島の於茂登岳、屋良部岳等から伐り出した。山番は、労働力の相互提供であるユイによって行われるが、伐り出しには山の地形や樹種に明るい人が選ばれたという。この山番は、昭和27,8年頃まで続けられたが、その後は行われなくなる。その原因としては、過疎による人手の減少や木材が市場に流通し始めたこと、コンクリート造家屋が普及したことなどが考えられる。

また 島内で初めて赤瓦が葺かれたのは明治38年である。資料によれば昭和5年頃、島北部から出土する良質の粘土を用い、沖縄本島から来た瓦製造技術者が島内で瓦を製造しており、戦後も別の業者が製造していた。しかしいずれも事業に失敗し、それ以降は島内では製造されていない。また、屋根瓦の漆喰塗りは、戦前は石垣から職人が出張してきていたが、戦後は島内で石灰を製造し、漆喰塗りをする者がいたという。

(2) 集落の空間的特性

近世初頭におよそ現在の形態に統合されたとされる竹富島の3つの集落（東集落＝アイノタ村、西集落＝インノタ村、仲筋集落＝ナージ村）は、面積5.41平方kmの楕円状の島の中心部にまとまって集落域を成している。集落域は同心円状に樹林地・農地、保安林、砂浜、イノー、ピー（リーフ）で取りまかれ、その外側に外海が広がっている。

この集落のたたずまい、土地利用のあり方、くらしのしくみは、亜熱帯性の気候のもとにあって、琉球石灰岩より成る小さく平坦な島嶼の持つきびしい自然条件の中で、そこに暮らす住民の知恵と選択が時間をかけて創り出してきた。その意味で、竹富島の集落は、同心円状の特徴ある島の空間構造を骨格として、これに組み込まれて現存しているといえる。

集落域の北半分に、東集落と西集落が隣接して坡座間集落を形成し、南半分に仲筋集落がある。竹富島には、数多くの祭事が伝承されており、住民の心の豊かさや誇りそのものとして、また、くらしのしくみ全体を支える大きな背景となっている。祭事の舞台となる御嶽（オン）はおよそ30を数え、それぞれ小さな空間を奥深い神聖域としている。中でも主要な祭事においては22か所の御嶽が巡拝され、その道すじ（まつりの道すじ）は、この島の集落の骨格軸を成している。

6集落を統合して近世期に形成された現在の集落を見ると、入口にはスンマシャーの空間を設け、道路に面して南を正面とした風水思想に則った宅地が、均質に広がる空間構成を基本とする点に、琉球列島集落に共通する空間的特性が認められる。だが、明和・大津波後の八重山に成立した井然型集落と比べると、坡座間集落では必ずしも道路は井然状に通らず、宅地に適さない土地も交えて不井然型の集落が形成される点、及び集落を南北に貫くナビンドー沿いに展開する東西に出入口を開く宅地、赤山・白山・与那山の高い盛（森）、西塘御嶽と清明御嶽、小城盛と街路の屈曲など、空間に変化を与える多様な要素が存在する点に、竹富島に固有の空間特性を見出すことができる。

集落の空間的広がり、明和・大津波後の移住を経た後も、1737年当時と変わらず明治期まで維持され、その後坡座間集落が若干拡大し、仲筋集落が若干縮小したものの、明治期の絵図に見える伝統的集落の空間的まとまりが現在まで維持されている。

なお、かつて集落内には、雨が降った時にだけ登場する排水体系が存在していた。それは東から西へ緩やかに傾斜する集落の微地形を利用したもので、雨水は集落内道路の路肩や道中を流れ、集落縁辺にある「アブ」と呼ばれる穴に引き込まれていた。アブとは、集落縁辺部にある鍾乳洞のような水はけの良い穴で、集落内外にアブはいくつもあり、集落内の排水経路の途中や終点にあるものが今も機能している。排水路はほとんどが路肩の「くぼみ」のようなものであったが、路側に石を並べてつくられた浅い側溝のようなものや、屋敷内を通り抜け、石垣の下で切石でつくられたトンネルを通り道路へ出るものなども見られ、自然な水の流れを意図的にコントロールする機能的なものであった。現在この排水体系は、下水等の道路施設埋設の公共事業と自動車の通行による路面の上昇で屋敷地の地盤が相対的に低くなったことにより、ほとんど失われている。

（3）集落の景観的特性

竹富島集落における第一の景観的特性は、以下の道路から見る景観にある。集落内のみちのほとんどは白砂が厚く敷き詰められており、これに南面した一戸一戸の屋敷は、ほぼ150～200坪の敷地に琉球石灰岩のグック（石垣）をめぐらせ、その内に豊かな緑と赤瓦を漆喰

で固めた屋根を低くのぞかせている。道ぞいには一年を通じて花が咲き、T字路のつきあたりのグックには自然石の石敢當が配され、屋敷内のフクギがアイストップとなっている。また、この分棟型の南入り赤瓦葺民家が卓越する景観の中、坡座間集落では、かつての景観を形成していた茅葺屋根の民家が1棟残される点、そして岩盤が露出した未利用の宅地に樹木が茂り、道路には所々に岩盤が顔を覗かせ、自然の地形と人為の集落が織り成す変化に富む景観を呈する点にも、竹富島固有の景観的特性が見出せる。

しかしこうした道路体系が継承されている一方で、昭和40年代までの道路拡幅によってグックが後退しマイヤシや屋敷林を失った集落景観は、竹富島固有の景観的特性を奪い取る結果をもたらしている。

そして第二の特性は、屋敷内の伝統的な構成と配置にある。上手の東にフーヤ、下手の西にトーラを配して周囲をグックで囲い、南を正面として琉球石灰岩野面積みのマイヤシを設けた出入口を開き、分棟型の建物配置を示す。このことは、他の琉球列島に瓦葺き普及後にも分棟型の建物配置を示す集落がほとんど残らないことから、重要な竹富島固有の景観的特性であるといえる。フーヤの前後に前庭と菜園がとられ、これらのゆとりある空間及び家屋を大切に守り込むようにフクギの屋敷林がめぐっている点も重要である。

(4) 伝統的建造物群の特性

ア 配置形式

屋敷地は南側に出入口を設ける南入りが基本であるが、少数ながら西入り、東入り（根原屋）、北入りも見出せ、これらは場儀納屋（西入り）を除いていずれもナビンドーに面する。

屋敷地は石垣で囲み、石垣を欠いた正面出入口には、目隠し塀のマイヤシを後退させて建て、ジージョンと呼ばれる拝所を敷地東の片隅に配する。建物配置は、フーヤとトーラを建てる分棟型が基本で、背面にヒシヌヤを建て、前面や側面にアサギを建てる場合もあった。伝統的建造物としてヒシヌヤとアサギを残す例は見られないが、アサギを移築してフーヤとした例が見出せる。なお、伝統的民家でフーヤとトーラを一体化した例は、道路に接して建つ2例（後述する川上家、大山家）のみである。

フーヤは南側を正面として棟を東西に延ばし、トーラは棟を南北に延ばすのが基本であるが、フーヤの棟を南北に配する例が、西入りと東入りの屋敷地に見出せ、西入りの場合は正面を西に向け、東入りの場合は正面を東に向ける。南入りの屋敷地では東側を上手とし、フーヤを東側に、トーラを西側に配するのが基本であるが、西入りや東入りの屋敷地では南側を上手とし、フーヤを南側、トーラを北側に配する例が見られる。この結果、南入りと西

入りの屋敷地では、建物正面に向かって右側が上手、左側が下手となるが、東入りの根原屋のみ左側が上手、右側が下手とする建物配置となる。

フーヤは街路から後退させる屋敷型の建物配置を取るのが基本であるが、現存する伝統家屋の中では、大正2年の建築になる西入りの河上家と昭和27年の建築になる北入りの大山家のみは、街路に面して店の間を設けた建物を建て、いわゆる町家型の建物配置を取る。なお、トーラも街路から後退させるのが基本であるが、昭和40年代に完了した失業対策事業による道路拡幅工事時に、壁体がやむを得ず道路に露出した伝統的なトーラ（花城屋、入通事屋、前浜屋、田真屋）がある。これらは行政施策上発生した特殊な事例であり、将来的には道路幅員の復旧による景観回復も見据えるとともに、伝統的形態の前例としてではなく例外として取り扱われるべきである。

イ 構造形式

フーヤの軸組は、キクメ石と呼ばれる珊瑚石礎石上に1間または半間おきに角柱を建て、内法貫と頭貫で固めて梁と桁で繋ぐヌキヤーと呼ばれる構造形式を示すのが基本であるが、建築年代が下がると、柱間を広くするため、差鴨居を渡す場合もある。床は根太上に竹床を敷いて畳を載せる。

四隅には貫を通した板壁を鍵の手に設け、台風時の横力に備えるのが基本であったが、昭和40年頃より、強度を高めるため、これら四隅の板壁を鉄筋コンクリート造やコンクリートブロック造に改変するようになった。これは重要伝統的建造物群保存地区選定以降の整備事業でも続けられ、令和2（2020）年調査時点で、四隅に板壁を残すフーヤは場儀納屋・前与那国屋（重要文化財「旧与那国家住宅」）・通事屋の3棟のみ、トーラでは国吉家と大山家の2棟のみとなっている。

フーヤの小屋組は桁を巡らし、梁を渡して束を立て、天秤梁を重ねて貫で固め、母屋と棟木を渡して和小屋を組み、雨端（アマハジ、竹富島の言葉では「雨垂（アーダイ）」）には円柱を建てて垂木を放射状に配り、竹野地（ユツツル）を載せて土と瓦を葺くのが基本であるが、小屋組は束と母屋に柱転用材を用いる例が多く、整然とした構成を示すものは少ない。

棟木には墨書が記され、家の幸福と永続を祈念した「天官賜福紫微鑾駕」の文言とともに建築年代・大工名・施主名が記されている。

トーラも礎石上に建てた角柱に貫を通した板壁を設け、和小屋を組むのが基本であるが、外回りの外壁を栗石と呼ばれる珊瑚石を積上げた壁体とする場合もある。

茅葺の場合は、やや勾配を急として雨端まで軒を低く葺き降ろし、雨端周りの四隅を貫で固めて板壁とし、台風に備える。小屋は和小屋を組むが、長い棟束を建てて天秤梁を省略する。かつてキタヤーと呼ばれていた構造形式がこれに当たると見られる。

柱はキャーギと呼ばれるイヌマキ材を用いるのが基本であるがヒノキ材を用いる例もある。柱には面が施されるが、建築年代が下がると面が取られなくなる。

ウ 屋根形式

フーヤ、トーラともに屋根形式は寄棟造の直屋が基本であるが、フーヤには背面に寄棟造の角屋を出してクールを収めた例が見られ、正面に寄棟造の角屋を付して玄関を収めた例も見られる。

フーヤ、トーラともに屋根は本瓦で葺くのが基本で、茅葺屋根は1866年（慶応2）建築の場儀納屋フーヤのみ残存するが、茅葺を瓦葺に改めた例も見られる。最初に瓦葺屋根のフーヤを建てたのは1905年（明治38）建築の東金城屋と伝えられる。

屋根は周囲に柱を建てて軒を延ばし、南東の二方に雨端を巡らすのが一般的だが、この雨端の存在形態は多様で、四方に巡らす場合、南を含む三方に巡らす場合、南東または南西の二方に巡らす場合、さらに南面のみに巡らす場合、さらに雨端を設けない場合がある。

屋根は平面規模に応じて高くなるが、棟の長さは一部のものを除き1間ないし半間のものがほとんどであり、これが揃っている例が琉球の他集落ではあまり見られず、竹富島民家の特徴となっている。最大規模は桁行5間半、梁行4間半、最小規模は方3間であり、方形平面の場合も雨端を三方に設けるため、屋根は矩形となって短いながらも棟が造られる。

軒先は丸太垂木を見せるのが基本だが、戦後の建築になるものは軒先に鼻隠しを打つものが現れる。

エ 平面形式

外部意匠にみられる多様性はフーヤの平面構成にも顕著に認められる。上手の東から一番座、二番座、三番座を配してフンターを巡らし、裏手に裏庭を配する点は、琉球列島に共通した特色を示すが、フンターを一番座だけに留め、二番座正面にルククインと呼ばれる小部屋を配する点、一番座とフンターの境に間柱を二本建て、建具を建てずに開放とする平面形式に、竹富島の民家の特色が見出せる。

こうした建築年代の古い民家に見られる八重山固有の平面形式から、ルククインを省略し、一番座とフンターとの境に間柱を一本建てて建具で閉じ、フンターを一番座から三番座

まで通した平面形式へ変化していく過程において、さらに多様な平面形式を展開させた点にも、竹富島に固有の特色が見出せる。

他にも一番座前面に広縁を設けて続き間を造り、ヤマトの民家の平面形式を取り入れた民家、道路に面して店の間を設けた民家、二階に居室を設けた民家もあり、平面形式はさらに多様性に富む。これら多様な平面形式を通して琉球列島の民家史を追うことができる点に、竹富島の民家の特色が見出せる。

フーヤの平面規模は梁間3間、桁行4間が基本であるが、最大規模は梁間4間半、桁行5間半、最小規模は梁間3間、桁行3間で、規模に応じて一番座と二番座の広さも4畳半・6畳間・8畳間の3通りが認められる。

オ 立面形式

フーヤ、トーラともに平屋建が基本であるが、昭和25年頃建築の大山屋のみフーヤの一部を二階建てとする。

立面の表情は寄棟造本瓦葺の大屋根と軒下の空間から造り出されるが、フーヤは雨端を巡らして深い軒を作り出すのが基本で、トーラには雨端は設けられない。

フーヤ軒下の開口部は履き出しとして外側に雨戸を引き通すのが基本であるが、1間を越える開口部が設けられるのは南側のみで、四隅に設けられた板壁と相俟って全体的に閉鎖的な表情を造り出す。建築年代が下がると、東側の開口部に腰壁を立ち上げる例も見られる。

街路に沿って店の間を設けた河上家の表構えは擦り上げの板戸を用い、二階をもつ町家型の大山屋の二階外壁は、袴状の大壁自漆喰仕上げに造り、ともに瀟洒な意匠を見せる。

カ 造作意匠

フーヤの造作は、和小屋で支えた大屋根下の表側に、天井とザートック・仏壇を建て込んで建具を建て込み、一番座と二番座の書院造風意匠の空間を造り出すのが基本で、裏側は天井も張られず、床上には片持ちのザートックや仏壇が迫り出し、造作を施さない残余の空間として取り扱われる。

壁は土壁を一切用いず、貫の両側にイヌマキ材またはフクギ材の板を張って板壁とするのが基本であるが、改造によって鉄筋コンクリート壁に板を張るものも多い。

建築年代が明治期に遡る場合、2間の柱間に間中柱（まなかばしら）を2本振り分けて建て、中心軸を強調した形式を示し、北側にも2本の柱を配して中央間に押板を配した例も見られるが、建築年代が下がると、フンター周りと北側は間中に柱を1本建て、ザートックも

東寄りに設け、一般的な書院造風意匠となる。1間半の柱間にも間中柱を建てていたが、建築年代が下がると、差鴨居を渡して間中柱を省略する。この場合、3本溝を引いて3枚の引き違い戸を建てる形式から2本溝を引いて4枚の引き違い戸を建てる形式へ変化する。

建築年代が大正期以前に遡る場合、フンター上部天井は繫梁が露出し、棹を切目方向に通した棹縁天井とするのが基本で、天井に勾配をつける場合もあるが、建築年代が下がると、繫梁を天井裏に隠し、棹も長手方向に通した棹縁天井とするのが基本となる。

内法長押を巡らした例はあるが、建築年代が大正初期に遡る場合、上長押を巡らす例が見出せる。一番座を続き間とする場合や二番座にルククインを設ける場合、境に欄間を設ける例が見出せる。

建築年代が古い場合、建具は一番座・二番座境の振分け柱間に引き違いの板戸を建て、フンターとの境は開放とし、必要に応じて建て込むのが基本であるが、建築年代が下がると、板戸が襖戸に変わり、フンターとの境にも引き違いの襖戸を建てるのが基本となる。建築年代が大正期以前に遡る場合、柱間1間半に3本溝を彫って引き違いの建具を3枚建てる場合もある。

キ ヤマト化の進展

これまで画一的と思われてきた竹富島の民家であるが、実は、配置と平面、構造と意匠において意外と多様性に富む。この多様性が生じた要因は、明治期から大正・昭和期にかけて、竹富島もしくは八重山に固有の形式技法から、ヤマトの建築文化の影響を受けた一般的な形式技法へ転換していく過程を反映しつつ、竹富島の民家が建設されてきたからと考えられる。

一番座への続き間の導入、ルククインの廃止と二番座正面、さらに三番座正面へのフンター導入、一番座の中心軸の卓越する空間からの脱却、フンターの棹縁天井の棹方向の変化、建具の板戸から襖戸への転換、フンター境への建具の導入、上長押の廃止などは、ヤマトで確立した書院造風造作意匠への接近を意味している。

こうした形式技法の遷移は、竹富島固有の形式技法からヤマト化を志向する形式技法へ転換していく過程を示しており、この転換過程に沿って建てられてきた民家が、明治期から大正期・昭和期にかけて多様な建築形式を展開させてきたと言える。

ク 伝統的工作物

竹富島集落の屋敷を囲う伝統的なグック（石垣）は、土から掘り出した琉球石灰岩を適度な大きさに割った塊状のものを野面積みにして造るのがほとんどで、他の琉球諸島集落に

見られるようなテーブル琉球石灰岩野面積み（本島、波照間島、伊是名島等）や亀甲切石間知積み（本島、渡名喜島、伊是名島等）といったものは見られない。まれに栗石切石積みの石垣も見られる。グック断面は、地面に埋もれた基礎の上に積む土台の幅が3尺（約90cm）前後、頭頂部が2尺5寸（約75cm）前後となるよう合理的な台形状に積み、内部に小石を、外部に大きめの石を用い、開口部をつくる端部には叩いて面と角を出した大きめの隅石を用い、崩壊を防ぐとともに形状を整えている。

石垣の高さについては、昭和40年代までに完了した道路拡幅の際に積み直したものはおよそ170cmに揃えたと伝えられるが、その後の上下水道や電話線等の埋設工事の際に撒かれた浚渫砂が固まり、路面が平均で20～30cmオリジナルより高くなったため、現在の石垣は道路面から150cm前後の高さになっている。各集落には、道路拡幅の際に積み直しを免れたグックも一部残っており、これらや古写真を見ると、拡幅以前の石垣は屋敷によって高さがまちまちであり、また隣接する屋敷ごとに別々の時期に積んできたため、平面的にも凸凹があることが分かる。

またグックに使用されている琉球石灰岩は風化しやすく、頭頂部の崩壊を防ぐため常に手入れをしても30～50年で側面にふくらみが生じ始め積み直す必要がでてくる。風化が進むため、元から積まれていた石だけを用いて修復することは不可能であり、本土の城の石垣のような保存修理は望めないため、新しい石材を追加しつつ伝統的な石積み技術とセットで形態を保存していくことが必要となる。

伝統的なマイヤシは、グック同様に琉球石灰岩野面積みにより同様な断面形状をもってつくるが、まれに栗石切石積みでつくるものもある。生垣を用いた伝統的なマイヤシを有する屋敷もあり、それらは環境物件として維持・保全する必要がある。

オーシは、琉球集落の屋敷地内に広く見られる豚便所であり、竹富島集落においても、壁面を琉球石灰岩野面積みでつくり、屋根を琉球石灰岩の切石でアーチ型につくるものや、簡易な小屋を架け瓦を葺いたものがあつたとされる。現在は使われておらず、壁面の一部を残すのみで屋根が落ちており原型をとどめるものはないが、島の伝統的な生活を物語る重要な遺構である。

竹富島集落の石敢當は、自然石を文字を刻まずそのまま用いており、グックに埋め込んでいるものと、グックの足下に独立して立てられているものがある。

村カーは、集落における生活の歴史を物語る重要な景観要素である。天然の洞窟を利用したウリカー（下り井戸）琉球石灰岩を丁寧に加工した切石を組み合わせ、壁面および井戸枠を円筒状に積み上げてつくったものが、個人の屋敷地の一部を削る形で道路に面して多く

残っている。現在は、井戸枠自体がコンクリートとなっているものや、コンクリートや金網で蓋がされ、場合によってはポンプでくみ上げて農業用等に使っているものもある。

(5) 保存地区における経緯と保存計画の見直し

過疎化が進行する以前の昭和30（1955）年頃までは、人口1,000人余、戸数2百数十戸あり、村は活況を呈していた。その後、若年者の流出が続いて次第に高齢化が進行し、農業等の地場経済も停滞していた。その頃、まだ渡来の不自由だった復帰以前から竹富島を訪れて、この地の文化的資質を見出し高く評価した多くの文化人からの発言もあって、島民においても島のたたずまいや観光客の受け入れのあり方について、意識的な取り組みがはじまった。以来、今日にいたるまで、豊かな伝統工芸と芸能の伝統文化を継承し、赤瓦屋根、琉球石灰岩のグック、白砂の道などに代表される島の景観の特性を良く保存している。これらが竹富島の魅力として好印象を持たれ、復帰時には約3万人だった年間入域観光客は、令和元（2019）年で512,388人にまで増えている（竹富町統計より）。

竹富島＝タキドゥンの島民は進取の気性に富み、かつ伝統を尊重する気風の両面性を備えているとされ、自らの歴史と文化に限りない愛着と誇りを有している。復帰後、島外資本によって島の土地の約20%ほどが買い占められる状況が生じたが、これに対抗して島内外が呼応し「竹富島を生かす会」が結成され、自発的な島興しリーダーシップを発揮した。島出身者が各地で組織している「竹富郷友会」も伝統の保持・継承を力強く支えてきた。

昭和61（1986）年2月、竹富公民館は「竹富島憲章」を制定して伝統文化と自然環境を次代に豊かに継承するという島民の総意を示した（なお「竹富島憲章」は、平成28（2016）年の制定30周年を期に理念や精神はそのまま引き継ぎつつ、現在の暮らしに沿った文言に改定され、平成29〔2017〕年4月に施行されている）。これを受け竹富町は、同年3月「竹富町歴史的景観形成地区保存条例」を制定し、「竹富島伝統的建造物群保存地区」を決定、翌昭和62（1987）年には全国で24番目の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。以来今日まで、集落景観保存に関わる様々な課題に対し、島民、「地縁団体法人竹富公民館（平成13〔2001〕年認可）」（以下、竹富公民館）及び竹富島集落景観保存調整委員会、竹富町、竹富町伝統的建造物群保存地区等保存審議会は、県、文化庁などの助力を得つつ、たゆまぬ努力の下、対処してきている。

重要伝統的建造物群保存地区選定以降においては、条例に基づく「竹富島伝統的建造物群保存地区保存計画」を基本指針として伝統家屋の修理と非伝統家屋の増改新築に対する修景の事業による景観の保存と形成が進められたが、事業開始から5年が過ぎた頃に問題となったのは、新築家屋の修景のあり方であった。竹富島の伝統的建造物群保存対策事業（以下、

伝建事業)においては、当初より町単独の補助金を用いた修景事業を積極的に進めていたが、修景に関するガイドラインが十分に用意されていなかったため、せっかく修景した家屋の形態や意匠が景観に貢献できないという事例が続いた。そこで平成4,5(1992,3)年の2ヵ年にわたって、竹富町教育委員会は修景のあり方に関する調査を実施し、住民との協議を重ね「竹富島景観形成マニュアル」を策定した。これによって島内及び保存地区内における増改築・新築家屋のあり方に指針が示され状況は大きく改善された。

伝建事業において次に問題となったのは、毎年数件ずつ実施される特定された伝統家屋に対する修理事業のあり方であった。初期に実施された修理事業では、過去の情報を伝える部材の多くが新しい材料に取替えられ、建築物の保存にとって重要な修復や改築の履歴や特徴が読み取れなくなり、かつ修理の記録も残らないという状況であった。そこで、平成11(1999)年に改めて、残された未修理家屋の履歴と復原に関する見直し調査を実施して、今後の修理・修景事業等のあり方を提言するところの「竹富島の民家と集落～竹富島伝統的建造物群保存地区保存計画見直し報告書」(竹富町教育委員会)を刊行した。

以上の2つの調査と検討に基づき、修理・修景のあり方に関する指針は得たものの、その後、住居や観光施設の新築や増改築、宅地の造成などがさらに加速的に増加し、これらの中には、デザイン、素材、工法等の面で「竹富島景観形成マニュアル」では対応が難しいものや、それまで想定されていなかった仮設による増築部分での観光営業など、伝統的景観を変容させるものも見られた。さらには、平成12(2000)年に竹富島環状線が新設され供用開始したことにより、その沿道の景観形成のあり方、また環状線の内側と伝統的建造物群保存地区との中間ゾーンの土地利用のあり方への対処が求められるようになった。そのため、竹富町教育委員会が、平成19(2007)年に、「竹富町歴史的景観形成地区保存条例」とそれに基づく「竹富町竹富島歴史的景観保全地区の保全に関する基本方針」「伝統的建造物群保存地区保存計画」「竹富島景観形成マニュアル」を地域住民との協議を経て一体的に見直し再策定したものが、本改定計画直前の計画である。

上記の計画策定よりさらにほぼ10年が過ぎる間、竹富島では、環状線内外において、大規模なリゾート施設開発や現状変更に対する指導に従わない新築等の案件が見られるようになった。このことを重大と認識した竹富町及び竹富公民館は、様々な関係者間の検討を経て、景観法に基づく準景観地区指定し、許認可制によるより堅固な景観の保存と形成を図ることを検討している。本改定保存活用計画は、その制度的整合をとることを目的としており、一部基準等の追加・改定を含むものの、景観形成の大きな方針変更を伴うものではない。

2. 保存地区の保存活用に関する基本計画

(1) 保存活用の方向と保存地区の範囲

ア 保存活用の方向

竹富島の優れた景観的特性を生かしながら、伝統的建造物群及びこれと一体をなす集落域から海域に至る島全体の歴史的風致を保存・保全し、住民の生活向上を配慮しつつ、保存地区の建造物群の修理・修景、環境物件の復旧及びそれらの管理・活用等に努める。

イ 保存地区の範囲

伝統的建造物群保存地区の範囲は、竹富島の中央部に位置する集落域（東集落・西集落・仲筋集落の三集落）の全体を含む範囲とする。なお、伝統的建造物群保存地区の外側からピー（リーフ）に至る一帯は、集落域の歴史的形成を支えてきた重要かつ欠くことのできない構造要件である。したがって、この一帯を竹富町歴史的景観形成地区保存条例に基づいて歴史的景観保全地区に指定する。伝統的建造物群保存地区とこの歴史的景観保全地区を併せた範囲を歴史的景観形成地区とする。

伝統的建造物群保存地区の面積 38.3ha（別図－1, 2, 3参照）

(2) 保存の内容

上記の伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存し、同時にその活用を図りながら住民の生活向上に努めるものとする。保存の内容は以下の通りとする。

ア 保存地区において竹富島集落の伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建築物及び工作物を「伝統的建造物」と定める。

イ 保存地区を特色付けている環境要素（自然物や土地の形質等）のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件を「環境物件」と定める。

ウ 伝統的建造物の保存については主としてその外観を維持するための復原及び現状維持を内容とした「修理基準」を定め、環境物件の保存については復旧を内容とする「修理基準」を定める。

エ 保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築・増改築等、及び環境物件の改変・移転等については、保存地区の歴史的風致との維持・回復を内容とした「景観形成基準」及び保存地区の歴史的風致との調和を内容とした「許可基準」を定める。

オ 以上の修理・景観形成・許可の3つの基準を適切に運用して、保存地区の歴史的景観を維持・回復していくとともに、これらを活用して、地区の歴史的な特性に基づく生活環境の整備に努める。

カ 保存地区の保存に必要と認められるときは、修理・景観形成の各基準に合致した修理・修景・復旧事業等に要する経費の一部を補助することができる。

キ 以上の目的の遂行にあたっては、竹富島住民の「竹富島憲章」の精神に則り、保存審議会に諮りつつ、竹富町教育委員会事務局が集落景観保存調整委員会と協力して、これを進めることとする。

(3) 活用の内容

すでに多くの訪問者を受け入れている竹富島の伝統的建造物群の活用にあたっては、子供たちを含む住民はもとより、来訪者や関係する事業者等に対して、伝統的建造物群とそれらを取り巻く環境が一体となった価値を正しく伝えるための活用を旨とし、官民協働による保護の実現をめざす。活用の内容は以下の通りとする。

ア 人が住み暮らす集落としての本質を継承するため、伝統的建築物の活用においては、空き家やそれに近い利用状況の改善を図るとともに、島民の住居としての利用を最優先し、その上で店舗や宿泊施設、工房等としての使用を許容する。

イ 伝統的建造物群とそれらを取り巻く環境が一体となった価値をわかりやすく伝えるための文化財等の公開、情報発信、多言語化、普及啓発に関する計画を官民協働で策定し、人々が島の住文化を理解し伝統的な生活が体験できるような仕組みを構築する。

ウ 上記の価値をわかりやすく伝えるための島内を巡るルートを官民協働で設計し、統一的にサイン整備を行うことで、歩車分離及び自転車歩行者分離のシステムを構築し、伝統的建造物群の活用を魅力的かつ安全に促進できる島内環境を実現する。

エ 保存活用計画の推進や魅力発信、文化財の巡視等を行う専門人材（外部人材）を活用する。

オ ボランティア、ガイド、学芸員、ヘリテージマネージャー等の人材育成のための研修・育成等を行う。

3. 保存地区内における伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境を保存するため特に必要と認める物件等の特定

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物とは次に定める建築物と工作物とする。

ア 建築物については、保存地区の伝統的な建築物の諸特性をよく表していると認められるフーヤ、トーラ、御嶽拝殿、付属舎、休憩小屋とし、別表-1に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに別図-4に位置を示す。

イ 工作物については、明治期から伝統工法による建築が途絶える昭和40年頃までに設置され、保存地区の伝統的な工作物の諸特性をよく表していると認められるグック及びマイヤシ、オーシ、石敢當、村カー等の工作物とし、別表-2に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに別図-4に位置を示す。

(2) 環境物件

環境物件は、保存地区の伝統的建造物と一体をなすもので、保存地区の歴史的風致の維持に大きく寄与している屋敷林及び御嶽、庭園、樹木、スンマシャー、マイヤシ（生垣）、巨石、土地の形質等とし、別表-3に物件番号・種別・員数・所在地等を示すとともに別図-4に位置を示す。

4. 保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画

(1) 伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理については、次に示す修理基準を適切に運用して、保存地区の伝統的景観を保存する。

ア 正面および他の3面・屋根・軒裏等の伝統的な外観を維持するための修理を基本とする。

イ 伝統的様式にそぐわない改造・修理が加えられている部分については、当該建造物の履歴調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

ウ 上記の部分のうち、旧状が不明な場合には、伝統様式に依らない改造・修理が加えられている部分を撤去した上で、現状を維持するための修理を基本とする。ただし、周囲の状況等を勘案して復元的な修理を行う場合には、下記に示す伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたって適用される景観形成基準に従う。

エ 伝統的建造物の修理は、伝統工法によることを原則とする。ただし、居住性を著しく損なう台風被害や雨漏り等を防ぐための壁面内部コンクリートおよびアスファルトルーフィング等の使用については、審議会で検討の上、やむ無しと判断されるものについては、正面および他の3面・屋根・軒裏等の伝統的な外観を維持する範囲において許容する。

オ 伝統的建造物のうち、内部を公開するものについては、当該部分の履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

保存地区内において建築物を新築する際は、まずもって伝統的な地割りの空き屋敷地（付図-1参照）に誘導する。

伝統的建造物以外の建築物等の修景にあたっては、景観形成基準により保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。景観形成基準とは、竹富島集落固有の歴史的風致を維持・回復

するための屋敷地及び建築物等の伝統的な様式に係わる内容を定めたもので、伝統的建造物以外の全ての建築物等を対象とした基準であり、別表-4,5に定める。

「許可基準」は島民の日常生活に欠かせない倉庫等を屋敷内裏手（フーヤ、トーラの公道からの景観を阻害しない配置）にトーラ規模家屋より明らかに小さな規模・低い高さ（梁間1間：1.8m、桁行2間：3.6m以内）で新築する場合のみを想定して設けるもので、補助対象外とする。許可対象には、既成品の物置やコンテナなどの工業製品は含まず、景観形成基準で認められているのと同様の工法（木造またはRC造〔補強コンクリートブロック造含む〕＋木造小屋組）で建て、棟向きはフーヤまたはトーラ規模家屋に揃え、屋根は、屋根勾配をトーラ規模家屋より緩く（小さく）し、原則として切妻・平金属板（木製型枠による。波板トタンは不可）葺きとする。

（3）環境物件の復旧

環境物件の復旧にあたっては、主として現状維持、もしくは当該物件の履歴を調査の上、復旧することを基本とする。

（4）環境物件以外の環境要素の修景

環境物件以外の環境要素の修景にあたっては、伝統的建造物以外の建築物等の修景に準じて、保存地区の伝統的景観の維持・回復を図る。

5. 保存地区の保存のため必要な管理・防災施設等の整備計画並びに環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

整備にあたっては、景観形成基準に従い、これら施設・設備が竹富島集落の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 保存地区の管理・運営のため、管理事務所・資材保管庫等を設置する。

イ 保存地区内に説明板や案内板を設置する。これは町並みの歴史的環境に関する住民及び来訪者への情報の公開及び来訪者への保存地区の案内を目的とする。

ウ 保存物件に管理プレート又は管理杭を設置する。

(2) 防災施設等の整備

整備にあたっては、景観形成基準に従い、これら施設・設備が竹富島集落の歴史的風致と調和するよう配慮する。

ア 地区内において、消火施設・設備等が不足していると認められる場合は、調査を行い地区全体の計画を立てて、適切な消火施設・設備等の設置を行う。

イ 景観形成基準に従い、建築物等の間に火除け地となるよう十分なスペースを確保する。

ウ 景観形成基準に従い、延焼の防止に有効なグック等の保存をはかると共に、屋敷内の防風林の育成・保全に努める。

(3) 集落環境の整備

集落環境の整備にあたっては、当該環境の要素が伝統的に存在するものである場合には、「2.保存地区の保存に関する基本計画」の内容に基づき、当該環境の履歴調査の上、然るべき旧状に復することを基本とする。ただし、交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の

問題から、復原に困難が生じる部分については、竹富島集落の歴史的風致との調和に配慮し、施設または設備等を設置する。

住民の生活において機能上必要な施設または設備等を付加する場合、当該要素が交通上、安全上、衛生上あるいは生活便宜上の問題から設置される非伝統的なものである場合は、竹富島集落の歴史的風致に影響を与えないようにできるだけ目立たないものとする。

ア 道路及び道路排水体系の整備

道路及び道路排水体系は、竹富島集落に伝統的に存在する要素であることから、その整備にあたっては、当該要素の履歴を調査の上、然るべき旧状に復することを基本とし、下記のとおりとする。

(ア) 環状線は、「竹富島道路維持管理・交通システム計画」(平成9〔1997〕年3月策定)に基づき、集落内観光を徒歩や自転車、水牛車などによることを基本とし、観光車両の通過を最小限にすることを目的として設置された。竹富島の今後の道路維持管理及び交通システムについては、同計画に基づき、この環状線を活用して集落内の観光交通及び生活交通を含めたよりよい交通システムを構築し、集落内の自動車交通量を軽減することで歩行の安全を確保するとともに景観と生活環境の改善を図る。

(イ) 集落内の周遊動線を考慮し、車の通行を抑制できる道については、交通上、安全上の問題を検討の上、幅員及び路面高を昭和40年代拡幅前の状態に復元することで、集落景観と自然排水体系の回復を図るとともに、来訪者や住民が伝統的な道の景観を楽しみながら歩ける環境を整備する。

イ 電柱・道路標識等の整備

電柱・道路標識等は、非伝統的な要素であることから、その整備にあたっては、竹富島集落の歴史的風致に影響を与えないよう配慮し、下記のとおりとする。

(ア) 電力柱、電話柱、架線等は移設又は地下埋設等を行い、整理に努める。

(イ) 交通の安全については、島外からの任意の車両乗り入れを極力抑制するとともに、運転者、歩行者への安全教育を徹底することで、道路標識の設置を必要最小限にとどめる。

ウ 新設道路や大規模な公共施設等の設置及び観光交通関連施設等の適切な誘導

環状線内（歴史的景観保全地区の集落景観形成ゾーン及び伝統的建造物群保存地区）における新設道路や公共施設等は、非伝統的な要素であることから、その整備にあたっては、竹富島集落の歴史的風致に影響を与えないよう配慮し、下記のとおりとする。

（ア）公営住宅等の伝統家屋の規模に収まる公共施設については、まずもって伝統的建造物群保存地区内の伝統的な地割りの空き屋敷の活用を優先する（付図-1参照）。

（イ）伝統的建造物群保存地区内で伝統的な地割りではない土地については、原則として新たな宅地の造成は避け、農地や樹林地等の歴史的な土地利用を尊重した保全を図る。

（ウ）やむを得ず伝統的な地割りではない土地に新たに規模の大きな公共施設用地等を造成する場合は、必要とされる周辺の土地を含めて計画的な区画整理をおこない、伝統的な街路形態と敷地形態を参照した道路と宅地の形成、環状線内側の緑地帯の確保をおこなう。

（エ）上記（ウ）のような新たな土地利用が進む地区に対しても、原則として伝統的建造物群保存地区内の景観形成基準を同様に適用し、環状線内の歴史的風致の維持・保全を図る。

（オ）水牛車乗換場等の既存及び新設の観光交通関連施設については、「竹富島道路維持管理・交通システム計画」（平成9〔1997〕年3月策定）にしたがい、伝統的建造物群保存地区内に設置せず、環状線と既設道路との結節点周辺に再配置する。

エ 伝統的建造物の一般公開

一部の伝統的建造物の内部を公開し、竹富島の伝統的な生活様式を来訪者に伝える。

オ 看板、自動販売機等の整備

住民が個々に設置する看板等については、自家宣伝のものに限り歴史的風致を損なわない範囲で最小限設けることができるとし、材質・大きさ・数・設置場所等に関し景観的配慮からの誘導を行なう。また、公道から見える場所に企業看板・企業商品宣伝用のもの（ノボリ等を含む）を設置しない。自動販売機については、原則、建物の外及び公道から見える場所には設置しない。

カ 周辺地域の整備

伝統的建造物群保存地区の区域外にあっても、歴史的景観保全地区及び歴史的景観形成地区指定の主旨に基づき、ピー（リーフ）までの海域を含む島全体の環境の保存・保全に努めるものとする。

6. 保存地区の保存のため必要なシステム整備計画

(1)経費の補助

「4.保存地区内における建造物及びその他の物件の保存整備計画」(以下、保存整備計画)に基づく事業に対し、別に定める「竹富町伝統的建造物群保存地区保存対策費補助金交付要綱」に基づき、必要な経費の補助を行う。

ア 伝統的建造物について、保存整備計画に定める修理基準に基づく修理に要する経費のうち、別に定める額。

イ 伝統的建造物以外の建築物等について、保存整備計画に定める景観形成基準に基づく修景に要する経費のうち、別に定める額。

ウ 環境物件について、保存整備計画に定める修理基準に基づく復旧に要する経費のうち、別に定める額。

エ 環境物件以外の環境要素について、保存整備計画に定める景観形成基準に基づく修景に要する経費のうち、別に定める額。

(2)技術的支援等

ア 保存地区内の修理・修景及び復旧を適切に進めるために必要な技術的支援を行う。

イ 保存地区内の修理・修景及び復旧に必要と認められる物資については、これを提供又は斡旋することができる。

(3)建造物等の現状変更にかかる相談・協議システムの整備・運用

ア 保存整備計画にかかる現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための相談及び許可に係わるシステムを整備し、この運用に努める。

イ 環境整備計画にかかる国・県・町の他の部局による現状変更行為が円滑かつ適切に行われるための協議に係わるシステムを整備し、この運用に努める。

(4)保存地区の保存に係わる団体及び個人・事業所への保存活用計画の普及啓発及び顕彰

ア 保存地区の集落景観の価値の認識に基づく良好な生活環境の整備を進めるため、保存地区の保存に係わる事項について、団体及び個人・事業所への普及啓発に努める。

イ 保存地区の保存に顕著な功績のあった個人及び団体・事業所に対して、その顕彰に努める。

【別表及び別図、付図】

- 別表－1 竹富島伝統的建造物群保存地区保存物件一覧（建造物）【略】
- 別表－2 竹富島伝統的建造物群保存地区保存物件一覧（工作物）【略】
- 別表－3 竹富島伝統的建造物群保存地区保存物件一覧（環境物件）【略】
- 別表－4 屋敷地に関する伝統様式と景観形成基準
- 別表－5A フーヤ規模家屋に関する伝統様式と景観形成基準
- 別表－5B トーラ規模家屋に関する伝統様式と景観形成基準
- 別表－5C 倉庫等付属屋に関する許可基準
- 別図-1 集落別伝統的建造物群保存地区範囲（東集落 16.1ha）【略】
- 別図-2 集落別伝統的建造物群保存地区範囲（西集落 11.5ha）【略】
- 別図-3 集落別伝統的建造物群保存地区範囲（仲筋集落 10.7ha）【略】
- 別図-4 保存物件分布図【略】
- 付図-1 新築建物を誘導すべき伝統的な地割りの屋敷地
- 付図-2 敷地の規模・形状からみた建てることのできる建築の規模と配置
- 付図-3 フーヤ規模家屋及びトーラ規模家屋の建築可能範囲
- 付図-4 景観形成基準の断面解説図
- 付図-5 必要床面積別の建築可能形解説図
- 付図-6 修景による家屋の屋根葺きのパターン解説図

別表－４ 屋敷地に関する伝統様式と景観形成基準

基準項目		伝統様式	景観形成基準	
			伝統的な地割りの屋敷地	伝統的な地割りではない環状線内の屋敷地
屋敷地の形態 「屋敷地」の定義：建物を建てる敷地。 石垣外面（道路境界）の内側	地割り	基本的には、十字に交差した道路によって区切られた東西方向に長い長方形の区画が2～3個の屋敷に分割され、それが連続する構成。ナビンドー沿道や地形、歴史的経緯によって固有の配置形式をとる例もある。	●現状を維持する（分筆、合筆しない） ●可能な場合は、接する道路を失対事業による拡幅以前の道幅に戻す	●原則、伝統的な地割り形状となるように造成する。 ●環状線内側に接する敷地は樹林（緑地帯）とし、屋敷の建造物や石垣を露出させない ●屋敷から環状線へ直接開口を設けない
	グックおよび屋敷開口	フーヤ正面（南側）にただ1つ入口を取り、ヒンブンを置いて屋敷と道路を結合させる形式。開口幅は2m程度（最大で1.4間＝約2.5m）。	●グックおよび開口部の位置・幅・高さ等の履歴を調査し、原則、オリジナル（重伝建選定時以前）の状態に復元する ●履歴が分からない場合は、原則、開口部はフーヤ正面の南側に1つだけとし、グックが欠けている敷地境界は伝統的な形態のグックで復元する	●敷地の四周を石垣で囲み建物を直接接道させない ●原則、グック開口は幅3.5m以内で南に1つのみとする
屋敷規模と建設可能家屋（付図-2,3,5参照）		石垣に囲まれ、フーヤ（屋敷中央東寄り）とトーラ（屋敷西縁）の2棟によって構成される屋敷構成。シマヤやアサギを配する場合もある。	●原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする ●履歴が不明な場合は、屋敷地の規模に応じて建てられる建物を下記のとおり誘導する	●「最小のフーヤ規模家屋も建てられない狭い屋敷地」には、原則、建物を建てない ●屋敷地の規模に応じて建てられる建物を下記のとおり誘導する
	フーヤだけしか建てられない狭い屋敷	東西6間(10.8m)～8間(14.4m)南北9間(16.2m)以上	●伝統的な配置でフーヤのみ建てる	
	フーヤとトーラを建てられる標準的な屋敷	東西9間(16.2m)以上南北9間(16.2m)以上	●伝統的な配置でフーヤとトーラ（またはフーヤのみ、トーラのみ）を建てる	
	フーヤ北側にも副屋を建てられる広い屋敷	東西6間(10.8m)以上南北12間(21.8m)以上	●フーヤとトーラを建てた後にそれ以外の付属屋を伝統的な配置で建てるができる	
屋根平面形態	フーヤ	最小平面規模	東西4.5間(8.1m)×南北4間(7.2m)	●原則、伝統家屋フーヤの平面および屋根の大きさ（屋根伏せ）の範囲内とする。
		最大平面規模	東西6間(10.8m)×南北5.5間(9.9m)	●原則、東西方向を南北方向より半間（約1m）または1間（約2m）長くして大棟の長さを揃え
	トーラ 付属屋	最小平面規模	長辺3間(5.4m)×短辺2間(3.6m)	●原則、伝統家屋トーラの平面および屋根の大きさ（屋根伏せ）の範囲内とする。
		最大平面規模	長辺4間(7.2m)×短辺3間(5.4m)	
	超フーヤ平面規模家屋	なし		●渡り廊下等を用いてつくることができるが、個々の屋根が伝統的なフーヤやトーラの屋根規模を超えない分棟形式とする
建物配置	フーヤを建てられる範囲	伝統的配置（付図-4,5参照）	●建物壁面と石垣との空間および前庭・マイヤシを確保できる配置とする（別図付図-3参照）	
	トーラを建てられる範囲	伝統的配置（付図-4,5参照）	●フーヤの無い屋敷では、将来的にフーヤを建てる場所を確保して伝統的配置を守る。他の棟との隣棟間隔は3m以上（付図-3,5参照）	
マイヤース	セットバック	南側道路境界から3m程度	●伝統様式に従う（伝統的配置に設けることができる）	
	高さ	1.2～1.5m程度（グックの場合）	●グックの場合は伝統様式に従う ●各戸が趣向を凝らしたのもも認める	
前庭	奥行（南北方向）	4.5～5.5m程度	●伝統様式に従う（付図-2参照）	
	幅（東西方向）	フーヤ正面幅(8～11m)+東西それぞれ2～3m以上	●伝統的規模（「世乞い」の巻唄ができる広さ）を確保する	
外構		菜園以外は全て白砂	●伝統様式に従う ●履歴を調査し、菜園を復元することができる	
屋敷林		フクギ、キャーギ等の在来樹種を伝統的な配置（屋敷地東・北側）に設ける	●原則、現存する伝統的な樹種・配置の屋敷林は保全する ●原則、伝統的な樹種を伝統的な配置（屋敷地東・北側）に設ける	
自動販売機等		なし	●原則、建物の外、公道から見える場所に設置しない	
看板・ノボリ等		なし	●公道から見える場所に企業看板・企業商品宣伝用のものは設置しない ●自家宣伝のものに限り歴史的風致を損なわない範囲で最小限設けることができる	
仮設物（台風・強風時に収納するもの）		トゥマヤ（フーヤとトーラの間の屋根に架ける日除け）	●歴史的風致を損なわないよう配慮する ●台風に耐えるものは「仮設物」と呼ばず、原則、設置しない	
その他の設置物（倉庫、門、犬小屋等）		なし	●歴史的風致を損なわないよう配慮する ●倉庫等の屋敷内の小建築については「許可基準」に従う	

別表－5A フーヤ規模家屋に関する伝統様式と景観形成基準（下線は補助対象）

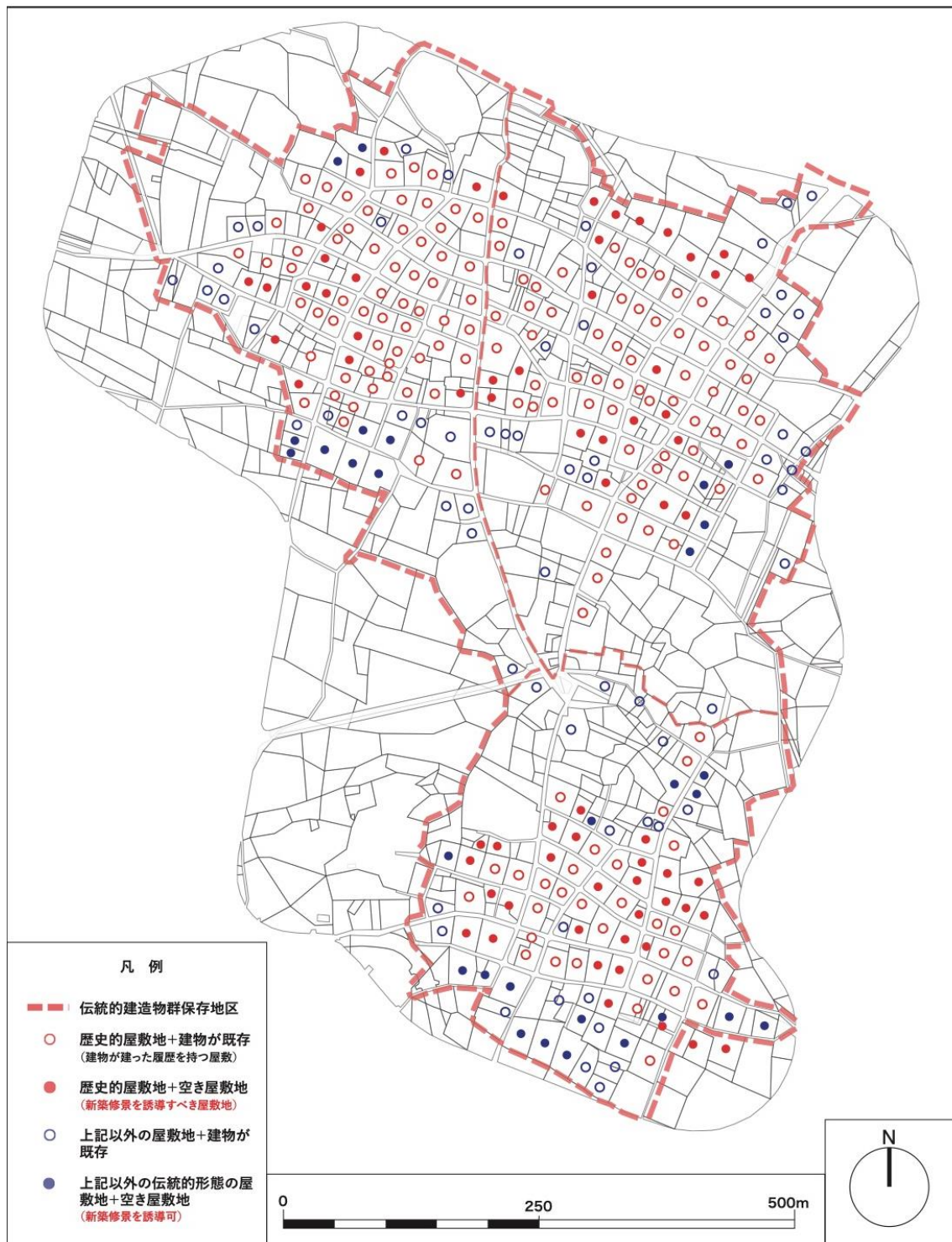
基準項目		伝統様式	景観形成基準（付図-2,3,4,6参照）
基礎等	敷地地盤	前面道路より10～15cm高い	●可能な限り前面道路とともにオリジナルの高さに復旧する
	建物基礎	敷地地盤より縁石分（10～15cm程度）高い	●履歴を調査し、可能な限りオリジナルの高さに設定するとともに、不必要な嵩上げを行わない
	床 高	基礎石上面より50cm強の高さ	●復元を目指す場合は伝統様式にあわせる ●それ以外の場合は、特に誘導しない
壁面後退 （道路境界線～壁面）	南側（正面）	8～9m	●8m以上とする
	東側が接道する場合	3m程度	●2m以上とする（できる限り3mを確保する）
	東側が屋敷の場合	3m程度	●1m以上とする（できる限り3mを確保する）
	西・北側が接道する場合	1m以上	●1m以上とする
隣棟間隔 （壁面～壁面）	西側トーラとの間隔	3～4.5m程度	●3m以上とする
	北側副屋との間隔	2～3m程度	●2m以上とする
建物高さ（屋根高さ）		6.1m（最高の屋根高さの与那国家）以下	●6.1m以下（伝統家屋の最高を超えない）とする。
壁		壁体構造：木造貫屋（ヌキヤ）造 真壁造・堅板張り	●原則、 <u>木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・堅板張り</u> とし、以下の仕様とすることもできる。 (1) <u>木造貫屋（ヌキヤ）造り＋補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・堅板張り</u> (2) <u>補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・堅板張り</u> (3) <u>RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・堅板張り</u>
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組	●原則、伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる。 (1)伝統工法以外の木造小屋組（トラス構造など） (2)RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	●伝統様式に従う
		屋根葺	● <u>赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗り</u> とする ● <u>黒瓦の古瓦または黒瓦と同一規格のもの</u> を用いる ●軒先は漆喰仕上げとし花瓦は用いない
	正面軒 （南側）	軒先仕様	●木造小屋組の場合は <u>伝統様式（丸垂木、野地竹）</u> に従う ●RCスラブで軒を造る場合は、原則、スラブ断面を露出させない修景を施す。 ●鼻隠しを設けない。
		軒高さ	●原則、伝統様式に従い、2.5m以下とする。
		雨端深さ	●伝統様式に従う。 ●北側軒には雨端柱を設けない。
	東西北軒	軒先意匠	●木造小屋組の場合は <u>伝統様式（丸垂木、野地竹）</u> に従う ●RCスラブの場合は、原則、スラブ断面を露出させない修景を施す。 ●鼻隠しを設けない。
		軒高さ	●原則、伝統様式に従い、2.5m以下とする。
		雨端深さ	●雨端柱は <u>伝統様式（雨端柱、菊目石）</u> に従う。 ●北側の軒には雨端柱を設けない。
	寄棟・茅葺き	小屋組・構造	●原則、伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる。 (1)在来工法以外の木造小屋組（トラス構造など） (2)RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	●伝統様式に従う。
	軒	高さ	●原則、伝統様式（1.6～2.0mを推奨）に従い、2.3mを超えない。
		深さ	●雨端柱を設置する場合：90cm以上とする。 ●雨端柱を設置しない場合：50cm程度とする。

別表－5B トーラ規模家屋に関する伝統様式と景観形成基準（下線は補助対象）

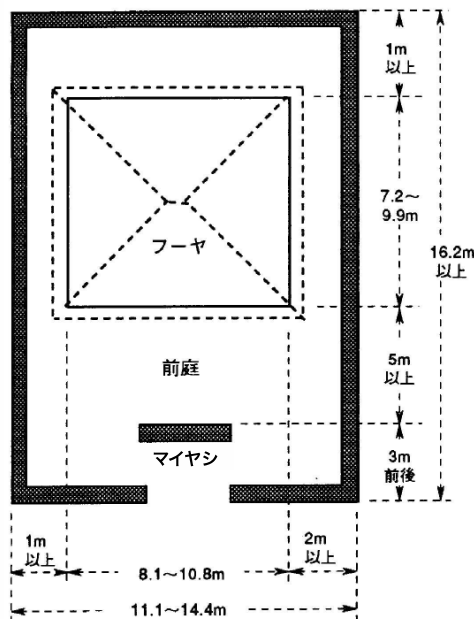
基準項目			伝統様式	景観形成基準（付図-2,3,4,6参照）
基礎等	敷地地盤		前面道路より10～15cm高い	●可能な限り前面道路とともにオリジナルの高さに復旧する
	建物基礎		敷地地盤より縁石分（10～15cm程度）高い	●履歴を調査し、可能な限りオリジナルの高さに設定するとともに、不必要な嵩上げを行わない
	床 高		基本的には土間とする	●復元を目指す場合は伝統様式にあわせる ●それ以外の場合は、特に誘導しない
壁面後退 （道路境界線～壁面）	西・北側接道		1m以上	●1m以上
隣棟間隔 （壁面～壁面）	東側フーヤとの間隔		3～4.5m程度	●3m以上
建物高さ			3.9m以下	●原則、伝統様式に従い、5m以下（茅葺8寸勾配で4×3間平面を想定）
壁			○木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・縦板張り ○あわ石切石積み（大壁）	●原則「木造貫屋（ヌキヤ）造＋真壁造・縦板張り」または「あわ石切石積み」とし、以下の構造とすることもできる。 (1)木造貫屋（ヌキヤ）造り＋補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・縦板張り (2)補強コンクリートブロック造＋真壁造修景・縦板張り (3)RC（鉄筋コンクリート）造＋真壁造修景・縦板張り
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組の構造	伝統的木造軸組構造（和小屋）	●原則、伝統的木造軸組構造（移築を含む）とし、以下の構造とすることもできる。 (1)在来工法以外の木造小屋組（トラス構造など） (2)RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
		屋根勾配	5.5～6寸（四方同一勾配）	●5～6寸（必ず四方同一勾配とし、フーヤの勾配に揃えるのが望ましい）
		屋根葺	赤瓦・白漆喰塗り	●赤瓦本瓦葺き・白漆喰塗り ●島瓦の古瓦または島瓦と同一規格のもの ●軒先は漆喰仕上げとし花瓦は用いない
	軒	軒先意匠	丸垂木、野地竹露（あらわ）し、鼻隠しなし	●木造小屋組の場合は伝統様式（丸垂木、野地竹）に従う ●RCスラブの場合は、原則、スラブ断面を露出させない修景を施す ●鼻隠しを設けない
		軒高さ	2～2.3m	●原則、伝統様式（2～2.3mを推奨）に従い、2.5mを超えない。
		軒深さ	○雨端柱がある場合：90～100cm ○雨端柱が無い場合：60～70cm	●雨端柱（雨端柱、菊目石）を設置する場合：90cm～100cm ●雨端柱を設置しない場合：50cm～70cm
	寄棟・茅葺き	屋根	小屋組・構造	●伝統的木造軸組構造とし、以下の構造とすることもできる (1)在来工法以外の木造小屋組（トラス構造など） (2)RC（鉄筋コンクリート）スラブ構造
			屋根勾配	6.5～8寸
		軒	高さ	1.6m程度
深さ			○雨端柱がある場合：100～120cm ○他3方：60cm程度	●雨端柱（雨端柱、菊目石）を設置する場合：90cm～120cm ●雨端柱を設置しない場合：50cm程度

別表－5C 倉庫等付属屋に関する許可基準

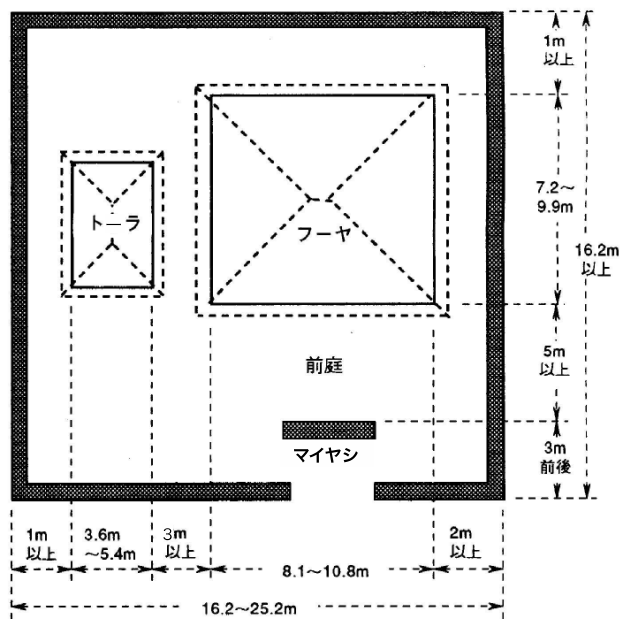
基準項目			伝統様式	景観形成基準
壁面後退 （道路境界線～壁面）	西・北側接道		なし	●1m以上
隣棟間隔 （壁面～壁面）	フーヤ、トーラとの間隔		なし	●2m以上
建物高さ			なし	●2.5m以下（4寸勾配屋根で梁間1間、軒高さ2mの断面を想定）
構造			なし	●木造またはRC造（補強コンクリートブロック造含む）＋豎板張り修景 ●既成品（プレファブリック）の物置やコンテナなどの工業製品は認めない
寄棟・赤瓦葺き	屋根	小屋組構造	なし	●原則、切妻とし木造の小屋組とする。
		屋根勾配	なし	●4寸以下
		屋根葺	なし	●原則、平金属板（木製型枠による。波板トタンは不可）
	軒	軒先意匠	なし	●とくに指定しない
		軒高さ	なし	●2m（トーラ規模家屋の最低高さ）以下
		軒深さ	なし	●30cm以下



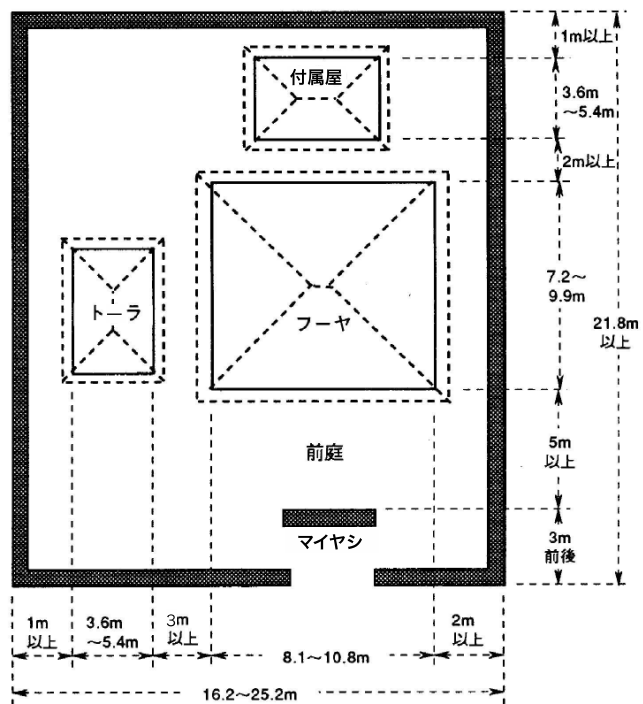
付図-1 伝統的建造物群保存地区内の新築修景を誘導すべき屋敷地 (●●) (2019 年現在)



付図-2A フーヤのみ建てることのできる敷地

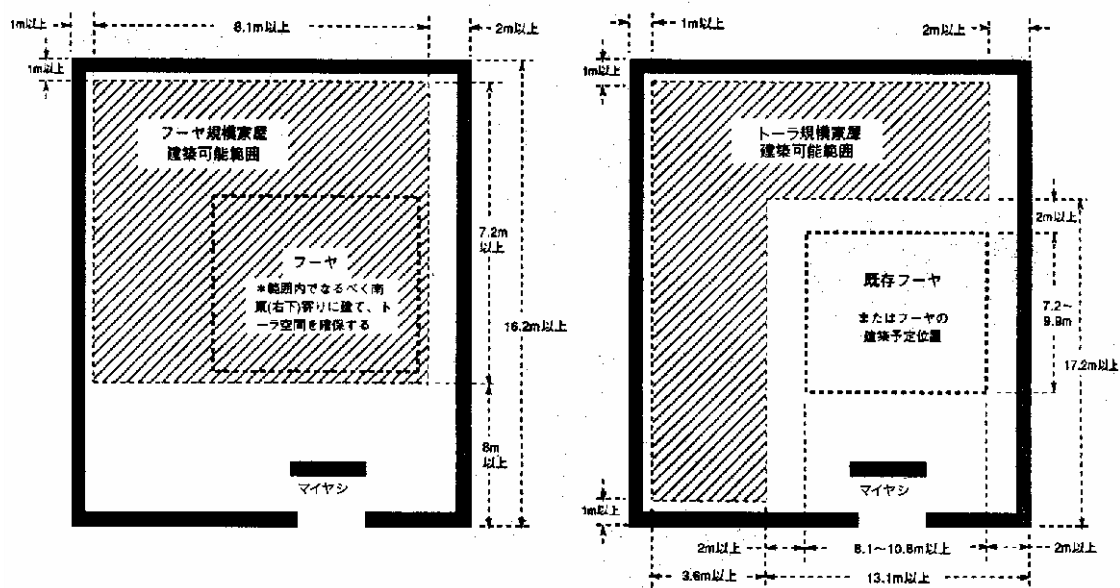


付図-2B フーヤとトーラを建てることのできる敷地

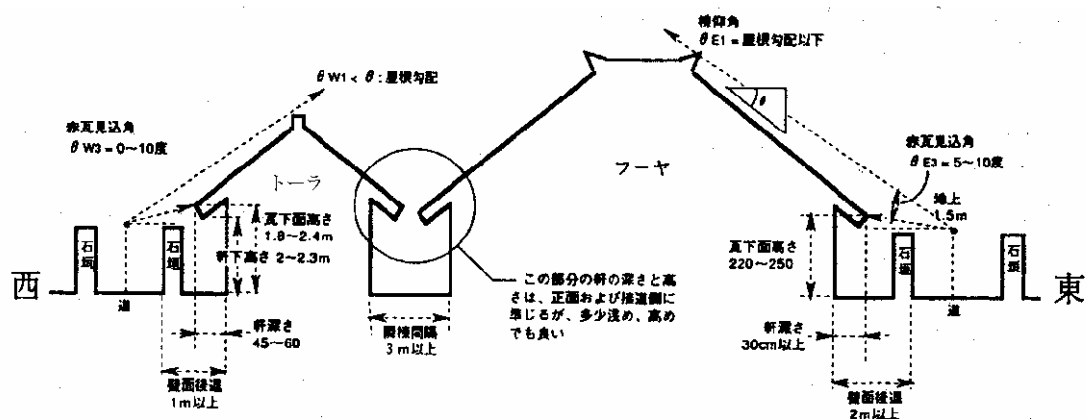


付図-2C フーヤとトーラ、付属屋を建てることのできる敷地

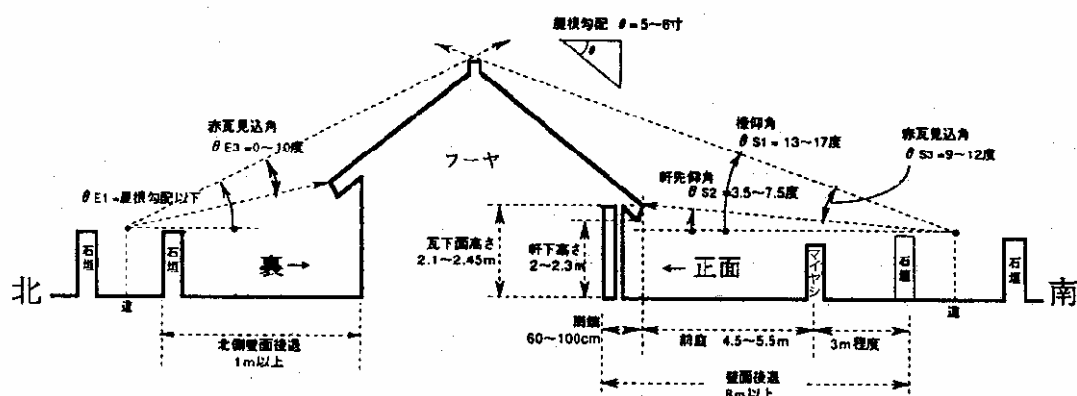
付図-2 敷地の規模・形状からみた建てることのできる建築の規模と配置



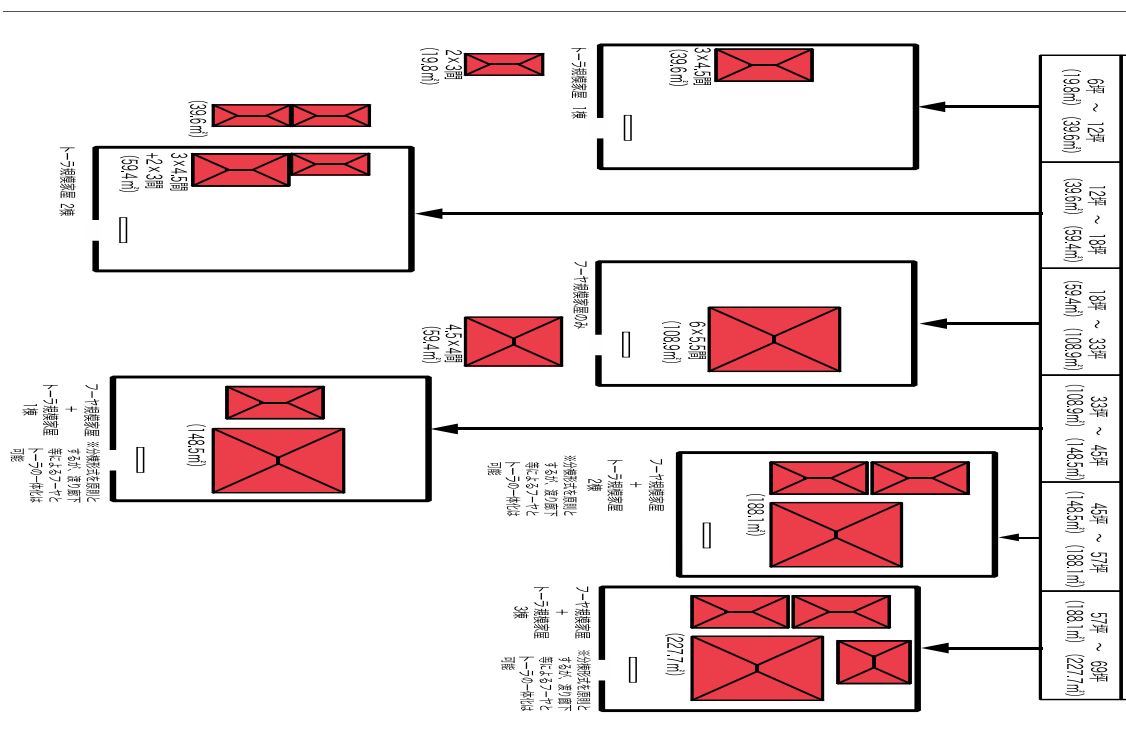
付図-3 フーヤ規模家屋およびトーラ規模家屋の建築可能範囲



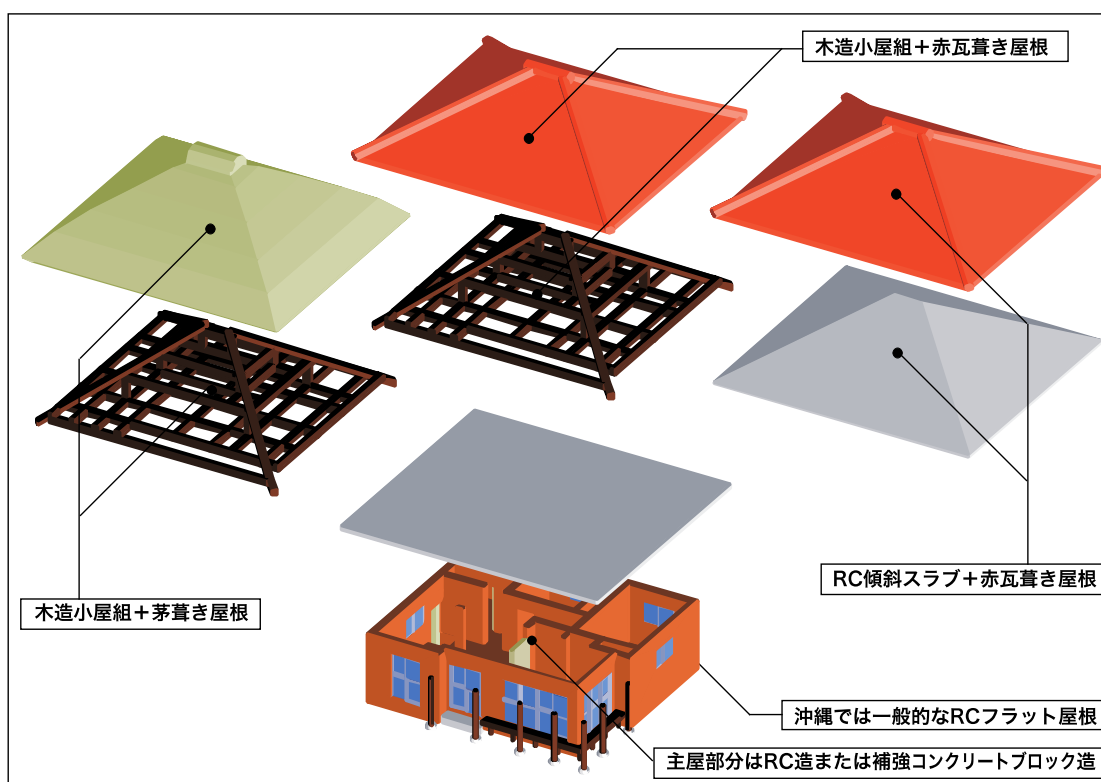
付図-4 A 建物に関する景観形成基準の東西断面解説図



付図 4B 建物に関する景観形成基準の南北断面解説図



付図-5 必要床面積別の建築可能形解説図



付図-6 修景による家屋の屋根葺きのパターン解説図